1 審査請求の件名

- (1)滞納処分執行停止取消処分取消等請求事件(令和元年審査請求第2号 (以下「2号審査請求」という。))
- (2)配当処分取消請求事件(令和元年審査請求第3号(以下「3号審査請求」という。))

2 処分庁

豊田市長

3 事案の概要

本件は、市県民税等を滞納していたため処分庁から滞納処分を受けていたものの、平成31年4月23日にその滞納処分の執行を停止されていた審査請求人が、令和元年7月8日付けで当該停止を取り消して(以下「本件取消処分」という。)、審査請求人の給与等に係る支払請求権を差し押さえた(以下「本件差押処分」という。)上、第三債務者から支払を受けた金員について2件の配当処分を行った処分庁に対し、それら処分の取消しを求める事案である。

【2号審査請求】

- (1) 処分庁は、平成31年3月に審査請求人の第三債務者であるX社に対して財産調査を行い、滞納処分をすることができる財産の発見に至らなかったため、地方税法(以下「法」という。)第15条の7第1項第1号に該当するとして、同年4月23日付けで、滞納処分の停止を行った。
 - しかしその後、令和元年5月に審査請求人の第三債務者であるA社に対して財産調査を行ったところ、審査請求人の給与債権があることが判明したことから、処分庁は、法第15条の8に規定する事由に該当するとして、同年7月8日付けで、本件取消処分を行った。
- (2) 処分庁は、さらに令和元年7月8日付けで、法第331条第1項の規定に基づき、A社を第三債務者とし、差押債権を「上記滞納者が第三債務者に対して有する令和元年7月以降の毎月の給料(各種手当含む)のうち国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権。ただし、上記滞納金額に満つるまで。」とする本件差押処分をし、A社に対し、書留郵便で、本件差押処分に係る毎月の取立額は、国税徴収法第76条の規定に従い計算した差押可能金額になる旨の通知をし、同通知はA社に送達された。
- (3) 処分庁は、令和元年7月8日付けで、審査請求人に対し、本件取消処分に係る滞納処分の停止取消通知書(以下「本件取消通知」という。)及び本件差押処分に係る差押調書謄本の2通の文書を同封した封書を特定記録郵便で発送し、これらの文書は審査請求人に送達された。
- (4)処分庁は、審査請求人に対し、令和元年7月25日付けで、国税徴収法 第129条第2項の規定に基づき、A社から支払を受けた〇〇〇〇円全額 を処分庁に配当した上で(以下「2号配当処分」という。)、これを本件滞 納市税(審査請求人が滞納していた市県民税本税及びその延滞金の合計を いう。以下同じ。)に充当した。
- (5)審査請求人は、令和元年8月26日付けで、処分庁に対し、本件取消処

分、本件差押処分及び2号配当処分の取消しを求める2号審査請求をした。

【3号審査請求】

- (1) 処分庁は、審査請求人に対し、令和元年8月23日付けで、国税徴収法 第129条第2項の規定に基づき、A社から支払を受けた△△△△円全額 を処分庁に配当した上で(以下「3号配当処分」といい、2号配当処分と 併せて「本件配当処分」という。)、これを本件滞納市税に充当した。
- (2)審査請求人は、令和元年8月28日付けで、処分庁に対し、3号配当処分の取消しを求める3号審査請求をした。

4 裁決の主文

- (1) 処分庁が令和元年7月8日付けで行った滞納処分の執行停止取消処分に ついての審査請求を棄却する。
- (2) 2号審査請求のうち、処分庁が令和元年7月8日付けで行った債権差押処分のうち令和元年7月から同年8月までの間に支給された給与に係る部分についての審査請求を却下し、その余の部分についての審査請求を棄却する。
- (3) 処分庁が令和元年7月25日付け及び同年8月23日付けで行った各配 当処分の取消しを求める審査請求をいずれも却下する。

5 裁決の理由

(1) 2号配当処分の取消しを求める審査請求について

法第19条の4第4号は、滞納処分について、換価代金等の配当処分に関し欠陥があることを理由とする審査請求は、換価代金等の交付期日後はすることができないと規定しているところ、審査請求人が2号配当処分の取消しを求める審査請求をしたのは、換価代金等の交付期日である令和元年8月1日を経過した同月26日である。

したがって、2号配当処分の取消しを求める審査請求は、審査請求期間を 徒過しており、不適法である。

(2)3号審査請求及び本件差押処分の取消しを求める審査請求について

ア 審査請求の利益について

行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在を前提として、当該処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を図ることを主たる目的とするものである(第1条第1項)。

それゆえ、処分の法的効果が消滅し、審査請求の利益、すなわち処分の取消しによって回復すべき法的利益が存在しなくなったときは、当該処分の取消しを求める審査請求は不適法となり、却下すべきと解される。

以上を前提に、以下検討する。

イ 3号審査請求について

3号配当処分が取り消された場合であっても、処分庁は、再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、審査請求人は、

取り立てられた金員の返還を求め得るものではないから、処分の取消し により回復すべき法的利益が存在しない。

したがって、3号審査請求は、審査請求の利益を欠くことから、不適 法である。

- ウ 本件差押処分の取消しを求める審査請求について
- (ア)本件差押処分により差し押さえられた令和元年7月から同年8月までの間に支給された給与債権は、2号審査請求があった時点で既に取立てが終了しているため、本件差押処分のうち当該債権に係る部分はその目的を達しており、処分の法的効果は既に消滅していることになる。

したがって、2号審査請求のうち、本件差押処分のうち令和元年7月から同年8月までの間に支給された給与に係る部分についての審査請求は、既に処分の法的効果が消滅した部分に対して行われたものであって、審査請求の利益を欠くことから、不適法である。

そこで、以下、その余の部分(令和元年9月以降に支給された給与 に係る部分)について検討する。

(イ)督促状の送達について

審査請求人は、本件差押処分の前提となる督促を受けていない旨を主張しているため、当該督促の効力について検討すると、審査請求人に対する督促状は、処分庁の作成する督促状発送簿の記録から、審査請求人の登録住所宛てに、通常の取扱いによる郵便によって、平成30年2月20日に発送されていることが認められ、法第20条第4項により、通常到達すべきであったときに送達があったものと推定される。

また、処分庁の作成する返戻調査台帳によると、処分庁が審査請求人へ発送した督促状について返戻があった旨の記録はなく、当該督促状が送達されたとの推定を覆すに足りる証拠はない。

したがって、本件差押処分に係る督促に瑕疵はなく、当該督促は有効なものと認めることができる。

(ウ)控除額の計算方法について

審査請求人は、「国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額」のうち同項第4号に掲げる金額、すなわち控除額の計算方法を問題としているので、以下検討する。

- a 審査請求人の扶養親族数について、処分庁は、本件処分の執行時 において次のとおり把握しており、通常なすべき調査を行ってい た。
- (a)審査請求人は、住民票上単身世帯である。
- (b)審査請求人には、税法上の扶養控除対象者がいない。
- (c)給与照会に対するA社からの回答書には、審査請求人と生計を 一にする者は「O人」と記載され、本件差押処分時にA社に確認 したときも、同じ回答であった。
- (d) 処分庁との過去の納付相談の中で、審査請求人から、生計を一にする別居の親族がいる旨の申告はなかった。
- b 処分庁においては、審査請求人から本件審査請求後に提出された

書類資料等をもとに、□□及び■■を扶養親族と認め、今後の取立てについては、扶養親族の数が2人であることを前提とした控除額の計算を行うことが既に決定されている。

- c そうすると、処分庁による控除額の計算方法は、国税徴収法等の 規定に沿ったものであり、かつ、事実関係に合致しているから、当 該計算方法に誤りがあるとはいえない。
- d そのほか、本件差押処分に違法又は不当な点は認められない。

エ 本件取消処分について

- (ア)地方団体の長は、滞納処分をすることができる財産がないと認めるときは、滞納者につき滞納処分の執行を停止できる(法第15条の7第1項第1号)が、滞納処分の執行を停止した後3年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がいずれもないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならず、滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない(同条の8第1項、第2項)。
- (イ) 処分庁は、滞納処分をすることができる財産の発見に至らなかったため、審査請求人に対し、法第15条の7第1項第1号に該当するとして、平成31年4月23日以降滞納処分の執行停止を行っていたところ、その後、審査請求人のA社に対する給与債権が存在することが判明したことから、同条の8第1項に規定する事由に該当するとして、令和元年7月8日付けで、本件取消処分を行った。
- (ウ)本件取消処分は、法第15条の8第1項の規定する滞納処分の執行を停止した後3年以内になされたものであることは明らかである。

また、処分庁は、本件取消処分時に、ウ(ウ) a (a) から(d)までの事情により、扶養親族なしとして控除額の計算を行ったのであり、これを違法又は不当とする理由は認められないところ、審査請求人は、当該計算に基づき、滞納処分を執行できる財産を有していたから、法第15条の7第1項第1号に該当する事実はなく、差押禁止額を超える給料等の支給を受けている審査請求人について、同項第2号又は第3号に該当する事実があるものとは認められない。

したがって、本件取消処分が行われた令和元年7月8日当時において、審査請求人は、停止の要件を具備しておらず、法第15条の8第1項の規定により、処分庁は、滞納処分の停止を取り消さなければならないのであるから、本件取消処分は、法令の規定に沿って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

オ その他

滞納処分の執行停止取消しの通知は、滞納処分再開の要件、すなわち、滞納処分の執行停止取消処分の効力発生要件であると解されることから(仙台高判平成29年2月24日)、念のため以下検討する。

処分庁は、令和元年7月8日付けで、審査請求人に対し、本件取消通知及び本件差押処分に係る通知の2通の文書を同封した封書を発送するとともに、同日付けで、A社に対し、本件差押処分に係る通知を発送しており、両者に対する各通知は、翌9日に送達されている。

そうすると、本件差押処分は、本件取消処分の効力が生じた日と同日

にされており、本件取消通知の到達よりも前に本件差押処分をしたとは認められないから、本件差押処分は、執行停止中の新たな差押えを禁止している法第15条の7第3項の趣旨に沿って有効になされたものである。

6 審理等の経過

(1) 平成3	1年	4月23	日	滞納処分の執行停止処分
(2)令和	元年	7月8	日	滞納処分の執行停止取消処分
(3)		同	日	差押処分
(4)		2 5	日	2 号配当処分
(5)		8月23	日	3 号配当処分
(6)		2 6	日	2号審査請求((2)・(3)・(4)に対し)
(7)		2 8	日	3号審査請求((5)に対し)
(8)		9月 2	日	審理員の指名
(9)		5	日	審理手続の併合(2号・3号審査請求)
(10)	1	2月25	日	審理員による審理の終結
(11)	2 年	1月24	日	審理員意見書の提出
(12)		3 1	日	豊田市行政不服審査会に諮問
(13)		7月30	日	豊田市行政不服審査会の答申
				(結論は、審理員意見書の意見と同旨)

以上